

特定給食施設休止（廃止）届の記入要領

〔休止の場合〕

給食を2ヶ月以上休止する場合に届け出てください。
ただし、学校のように定期的に休止する場合は、届出の必要はありません。

〔廃止の場合〕

給食施設を廃止する場合、または給食施設の経営主体が変わった場合に届け出てください。
経営主体が変わった場合は新たに開始届を提出してください。

施設の所在地	給食施設の所在地及び電話番号を記入
施設 の 名 称	施設の正式名称を記入
施設の設置者	当該施設を設置している者の住所及び氏名を記入 (法人はその名称、代表者名及び主たる事務所の所在地)